職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成３１年３月１９日

墨田区長　　山　　本　　亨

墨田区条例第９号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成１０年墨田区条例第４号）の一部を次のように改正する。

第９条本文中「以外の勤務」の次に「（以下「超過勤務」という。）」を加え、同条ただし書中「正規の勤務時間以外の時間において同条に掲げる勤務以外の勤務」を「超過勤務」に改め、同条に次の１項を加える。

２　超過勤務に関しその上限時間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、墨田区規則で定める。

第９条の３第１項中「第９条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）」を「超過勤務」に改める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

２　職員の給与に関する条例（昭和３３年墨田区条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第１６条第１項中「第９条」を「第９条第１項」に改める。